

民間保育所運営費の一般財源化及び調理室設置義務廃止に反対する意見書

1. 民間保育所運営費の一般財源化について

三位一体改革をめぐっては、11月26日、平成17年度・18年度に実施する全体像について政府と与党が合意し、民間保育所運営費の国庫負担金は、削減対象から除外されたところです。

しかし、今後の状況は全く不透明であり、もし、一般財源化が公立保育所のみならず民間保育所にまで波及した場合、これまで日本の保育を支えてきたナショナル・ミニマムを崩壊させ、地域間格差が増大し、財源確保が厳しい市町村や財政難の自治体では、保育の質の低下等を招くこととなり、今、国の最重要課題である少子化対策にも逆行することになります。

2. 調理室設置義務廃止について

「食育基本法」の制定により、健康づくりのための食育の推進に関する基本的取り組みとして、家庭、保育所等における健全な食習慣の確立の推進が掲げられました。

また、厚生労働省が策定した「子ども・子育て応援プラン」にも「すべての保育所において、給食その他保育活動を通して「食育」を推進する」と定められており、各保育所での取り組みが求められています。

乳幼児期の「食べること」は、子育ての中で大きな柱の一つです。五感を育て生きる力を培う乳幼児期だからこそ、おいしそうな匂いや身近な所で食事が作られていく様子を毎日体験することに大きな意義があります。

一方、調理する側からは、アレルギー児への個々の対応、子どもに合った離乳食の実施など、一人ひとりの子どもの年齢や体調の変化に合わせたきめ細やかな対応を行うことができます。

子どもの顔、調理するものの顔の見える食事作りをするために、また、積極的に地産地消を取り入れた地域に密着した保育所給食を通して「食育」を推進するために、自園給食が必要であり、調理室の設置は不可欠です。

よって、民間保育所運営費の一般財源化・調理室設置義務廃止に反対し、現行の制度の堅持を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年12月16日

出雲市議会